

令和 8 年 6 月 5 日

佐野市議会議長 菅 原 達 様

提出者

佐野市議会議員 慶 野 常 夫

佐野市議会議員 小 倉 健 一

佐野市議会議員 澤 田 裕 之

佐野市議会議員 横 塚 剛

菅原達議員に対する懲罰動議

上記の動議を次の理由をつけ、地方自治法第 1 3 5 条第 2 項及び佐野市議会会議規則第 1 5 2 条第 1 項の規定により提出します。

理由

本動議を提出する理由は、菅原達議員による「秘密会情報の漏洩」という、市議会の根幹と市民の皆様からの信頼を揺るがす重大な規律違反にあります。

事の経緯は、昨年 8 月頃、菅原議員が個人のホームページに「百条委員会における共通尋問(主尋問)」の P D F ファイルを掲載したことに端を発します。当該ファイル内の個人名は黒塗り(マスキング)処理が施されていたものの、別の文章作成ソフトにペーストすることで容易に個人名が閲覧できる状態になってしまいました。これは、佐野市議会会議規則第 1 0 5 条第 2 項に定める「秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。」という規定に明確に違反する、重大な秘密漏洩行為です。仮に意

図せぬ過失であったとしても、公職者としての管理の甘さ、及び秘密性を完全に喪失させた責任は極めて重く、同条項に対する違反の事実には変わりはありません。

そもそも、指定管理者制度の在り方調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）において証人尋問を「秘密会」とした厳格な目的は、証人が心理的負担や不利益を被ることなく、真実を正しく証言できる環境を担保するためです。本件において、貴重な証言をしてくださった証人の個人名が公に晒されてしまったことは、紛れもない事実であり、取り返しのつかない事態です。万が一、菅原達議員個人の情報漏洩によって証人の方々の名誉やプライバシーが侵害され、証人の方々から法的責任を問われる事態に発展した場合、「個人の問題として対処する」という弁明では済まされません。それ以前に、議会全体が市民の皆様から「証人の安全すら守れない無責任な組織」として厳しく糾弾される事態を招く恐れがあります。

また、特別委員会の打ち合わせの中で、証人として出頭した職員の方々や議員本人には当然のことながら守秘義務があり、「秘密会の内容は墓場まで持って行く」との覚悟で臨むことを、特別委員会のメンバー全員で確認したはずです。そのような中で、特別委員会の委員長であり、議会の最高責任者である菅原達議長自らが、極めて軽率に情報を漏洩させたという事実は、容認することはできません。

本件は、単なる一議員の不手際ではなく、特別委員会の委員長で議長という要職にある者の行為であり、議会の権威と市民の皆様からの負託を失いかねない深刻な事態です。市民の皆様の厳しい目に対し、私たち佐野市議会がこのまま沈黙を守る、あるいは曖昧な処分で済ませるようなことがあれば、議会への信頼は完全に失墜いたします。

ここに我々は本問題に対し、わが佐野市議会が真の自浄能力を発揮し、厳正明確な政治的道義的責任を果たされるよう、重大な決断と対応を求めるものである。

よって、菅原達議員に対して、懲罰を科すよう、本動議を提出いたします。